

令和7年度第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会
資 料

松戸市 市民部 市民安全課

令和8年2月17日

目 次

- 1 路上喫煙対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
 - (1) 喫煙にかかる規制について
 - (2) 令和7年度パトロール実施報告
 - (3) 過料処分の状況
 - (4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について
 - (5) その他の条例推進活動について
- 2 客引き行為等対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
 - (1) 客引き行為等の規制について
 - (2) 客引き指導監視員及び委託警備員によるパトロール実施報告
 - (3) 合同パトロールの実施について
 - (4) 松戸駅周辺安全で快適なまちづくり推進強化期間について
- 3 その他報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
 - (1) 刑法犯認知件数

1 路上喫煙対策について

(1) 喫煙にかかる規制について

○ 規制内容

規制行為	公共の場所	
	重点推進地区	重点推進地区外
たばこの吸い殻のポイ捨て 【8条1項1号、21条2号】	禁止 違反した場合は、過料。	禁止
喫煙 【9条2項、21条3号】	禁止 違反した場合は、過料。	努力義務
歩行中（自転車乗車中を含む。）の喫煙 【9条1項】		

○ 重点推進地区指定の経過

- 平成 16 年 6 月 1 日 重点推進地区指定（松戸駅、新松戸駅）
- 平成 20 年 4 月 1 日 重点推進地区の追加指定（八柱駅）
- 平成 25 年 10 月 1 日 重点推進地区の追加指定（東松戸駅）
- 平成 27 年 10 月 1 日 重点推進地区の追加指定（北松戸駅、馬橋駅、北小金駅）
- 平成 30 年 3 月 1 日 重点推進地区の追加拡大（八柱駅）

(2) 令和 7 年度パトロール実施報告

○ パトロールの実施

- ・指導監視員が 2 人 1 組で、3 班体制により、各重点推進地区を巡回。
- ・平日の日中時間帯（9：15～16：00）に加え、朝時間帯（7：15～）及び夜時間帯（～21：00）にパトロールを実施している。

●令和 7 年度巡回実績（12 月末日現在）

【巡回回数】 940 回（前年度同期比+48 件）

（うち、朝 59 回、夜 70 回）

※半日巡回（1.5～2h）を 1 回とする。

【巡回場所内訳】

松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金
238	231	109	101	40	73	95	53

※違反状況や苦情等を考慮して巡回回数等を決定。

●令和 7 年度過料処分状況（12 月末日現在）

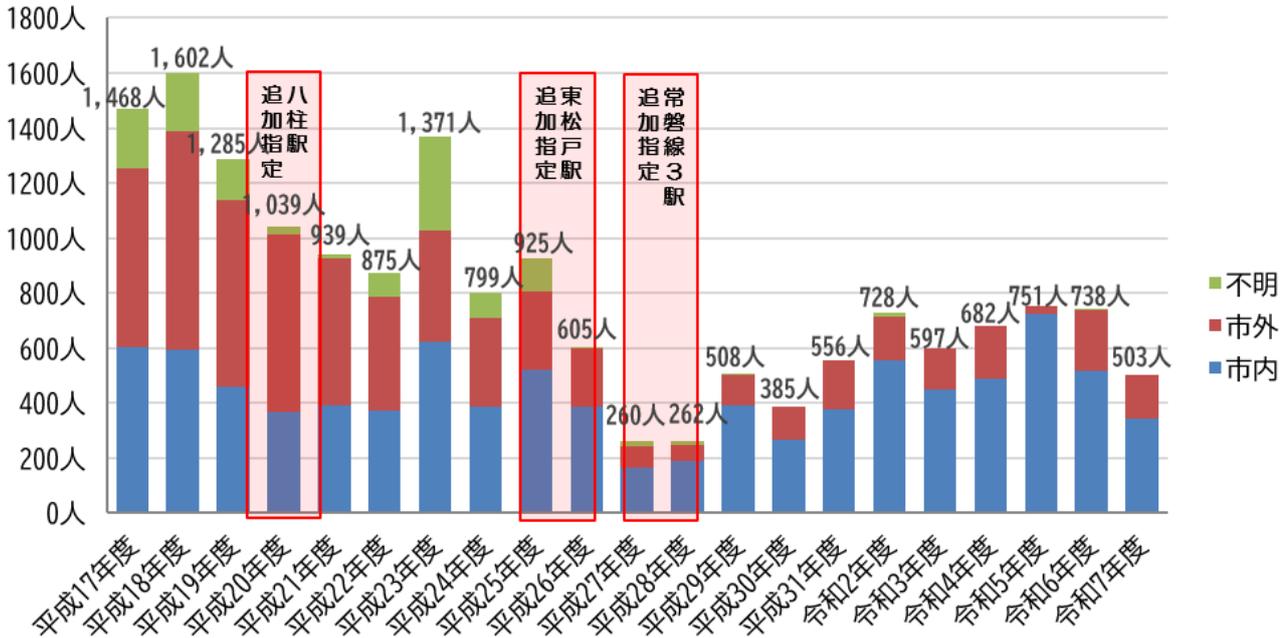
【過料処分件数】 503 件（前年度同期比▲52 件）

【違反行為内訳】

路上喫煙	486 件
ポイ捨て	17 件

(3) 過料処分の状況

○ 過料処分者数の推移



※令和7年度は12月末時点

○ 過料徴収地区内訳

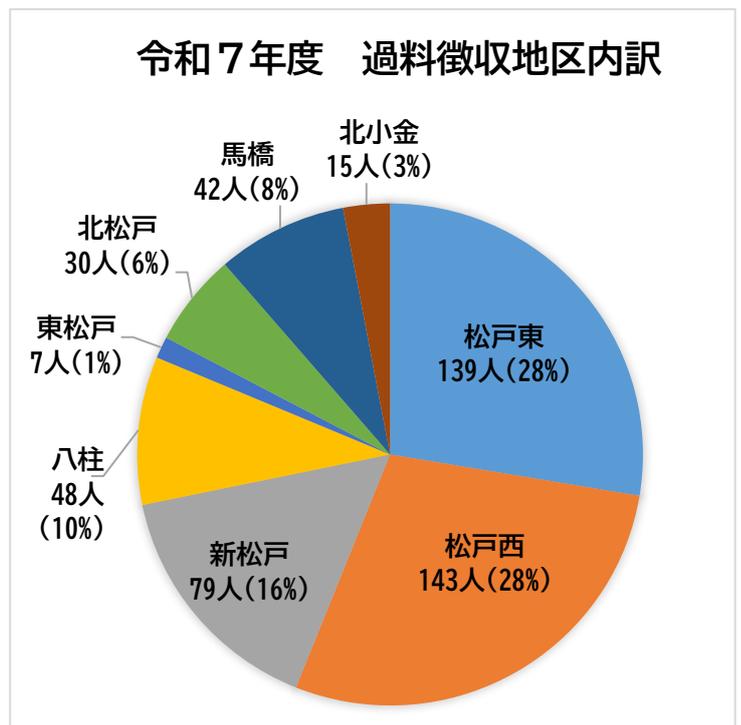
	松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金	合計
令和3年度	162人	214人	73人	34人	18人	23人	46人	27人	597人
令和4年度	203人	244人	74人	36人	10人	23人	65人	27人	682人
令和5年度	216人	259人	80人	53人	9人	35人	67人	32人	751人
令和6年度	230人	215人	83人	51人	8人	55人	79人	17人	738人
令和7年度	139人	143人	79人	48人	7人	30人	42人	15人	503人

※令和7年度は12月末時点

○ 違反行為内訳

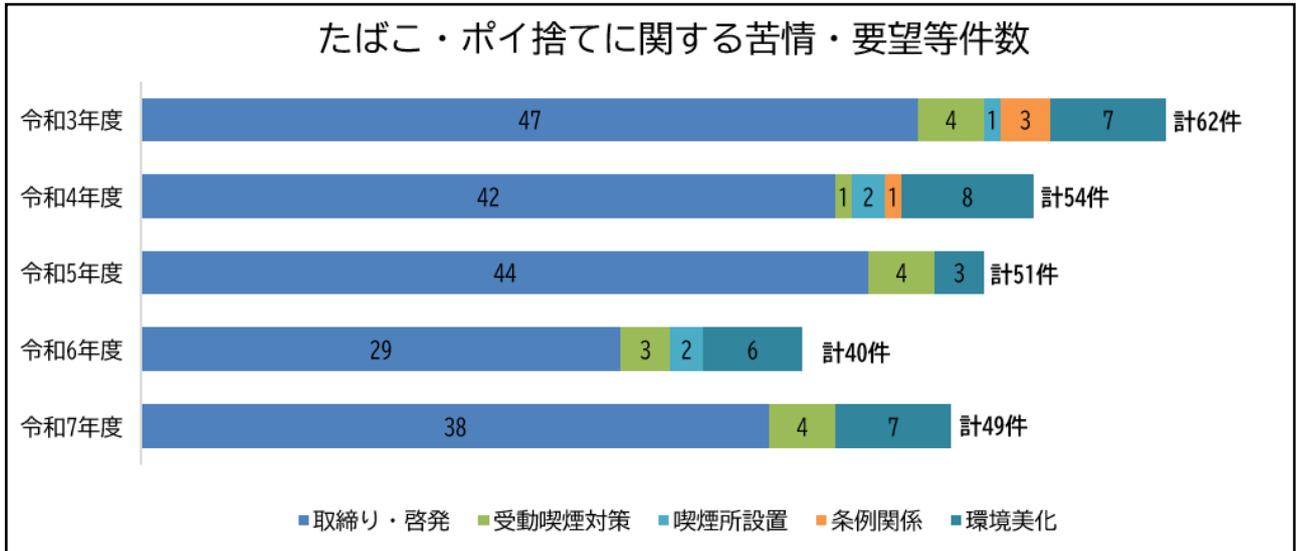
	喫煙		ポイ捨て	
	人数	割合	人数	割合
令和3年度	569人	95.3%	28人	4.7%
令和4年度	654人	95.9%	28人	4.1%
令和5年度	722人	96.1%	29人	3.9%
令和6年度	715人	96.9%	23人	3.1%
令和7年度	486人	96.6%	17人	3.4%

※令和7年度は12月末時点



(4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について

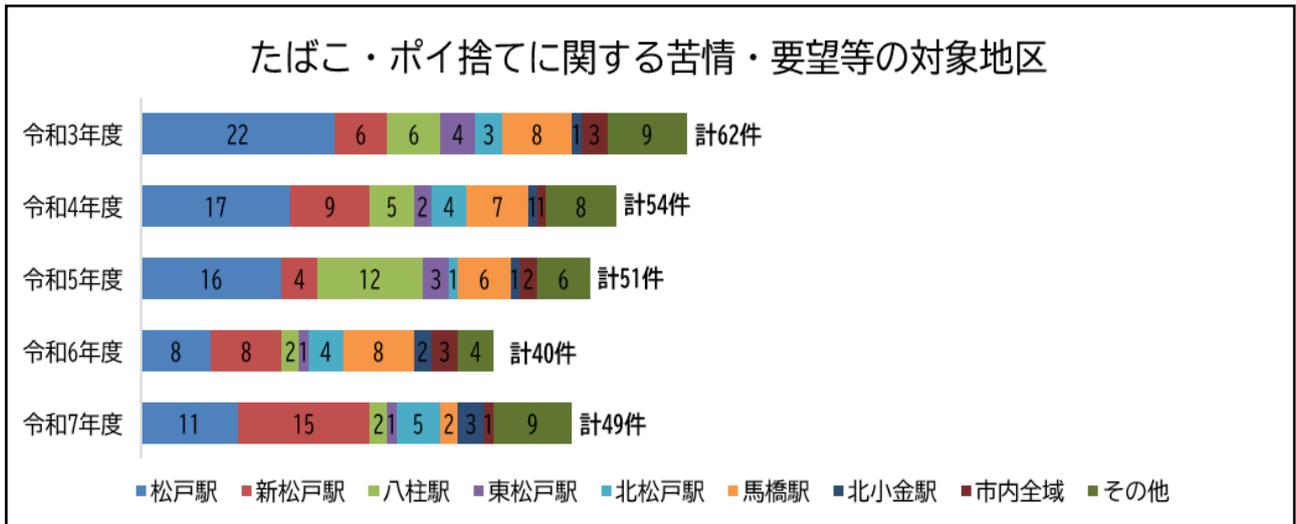
○ 内容別件数



※令和7年度は12月末時点

- ・取締りの強化やマナー啓発活動の実施等に関する苦情・要望が多い。
- ・歩きたばこに対する苦情や、駅前でたむろした後のポイ捨てに対する苦情が多い。
- ・例年と比較して外国人に関する苦情・要望が増加した。

○ 対象地区



※令和7年度は12月末時点

- ・重点推進地区(市内7駅)が中心となるが、その他各地区においても苦情はある。
 ※その他の地区としては、五香・六実・元山駅等の駅周辺がある。
- ・新松戸駅周辺での喫煙、ポイ捨てマナーに対する苦情・要望が増加した。

(5) その他の条例推進活動について

○ 喫煙マナーアップ・ポイ捨て防止合同キャンペーンの実施

※12月末時点

・松戸駅東口及び西口周辺(R7. 6. 5 実施)

夕方の通勤時間帯に駅利用者等へマナー遵守の呼びかけ

条例周知チラシのほか啓発品（ポケットティッシュ等）を配布（約400部）



・五香駅東口及び西口周辺(R7. 7. 14 実施)

朝の通勤時間帯に駅利用者等へマナー遵守の呼びかけ

条例周知チラシのほか啓発品（ポケットティッシュ等）を配布（約400部）



新松戸駅周辺(R7. 10. 31 実施)

朝の通勤時間帯に駅利用者等へマナー遵守の呼びかけ

条例周知チラシのほか啓発品（ハンカチ等）を配布（約500部）



○重点推進地区外でのマナー啓発活動

秋山駅、常盤平駅、五香駅等の駅周辺において、条例周知チラシのほか啓発品（ウェットティッシュ等）を配布（毎月5回程度、各箇所約200部）



○喫煙マナー啓発ポスターの全市内掲示

令和6年10月～

市内全域における喫煙マナー向上のため、ポスターを作成し、市内歩道沿いに万遍なく設置されている町会・自治会掲示板など約3,000か所に掲示。

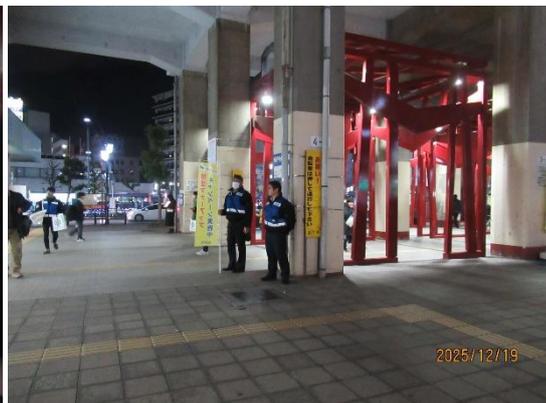


○新松戸マナーアップキャンペーンの実施（R7.12.19実施）

新松戸駅前周辺におけるゴミの放置やタバコのポイ捨てについて、苦情や不安の声が多く寄せられていることに対し、松戸警察署の協力の下、夜間のマナーアップキャンペーンを実施した。併せて、外国人市民にも認識しやすい注意標記をベンチ等に設置した。

参加人数：総勢40名程度

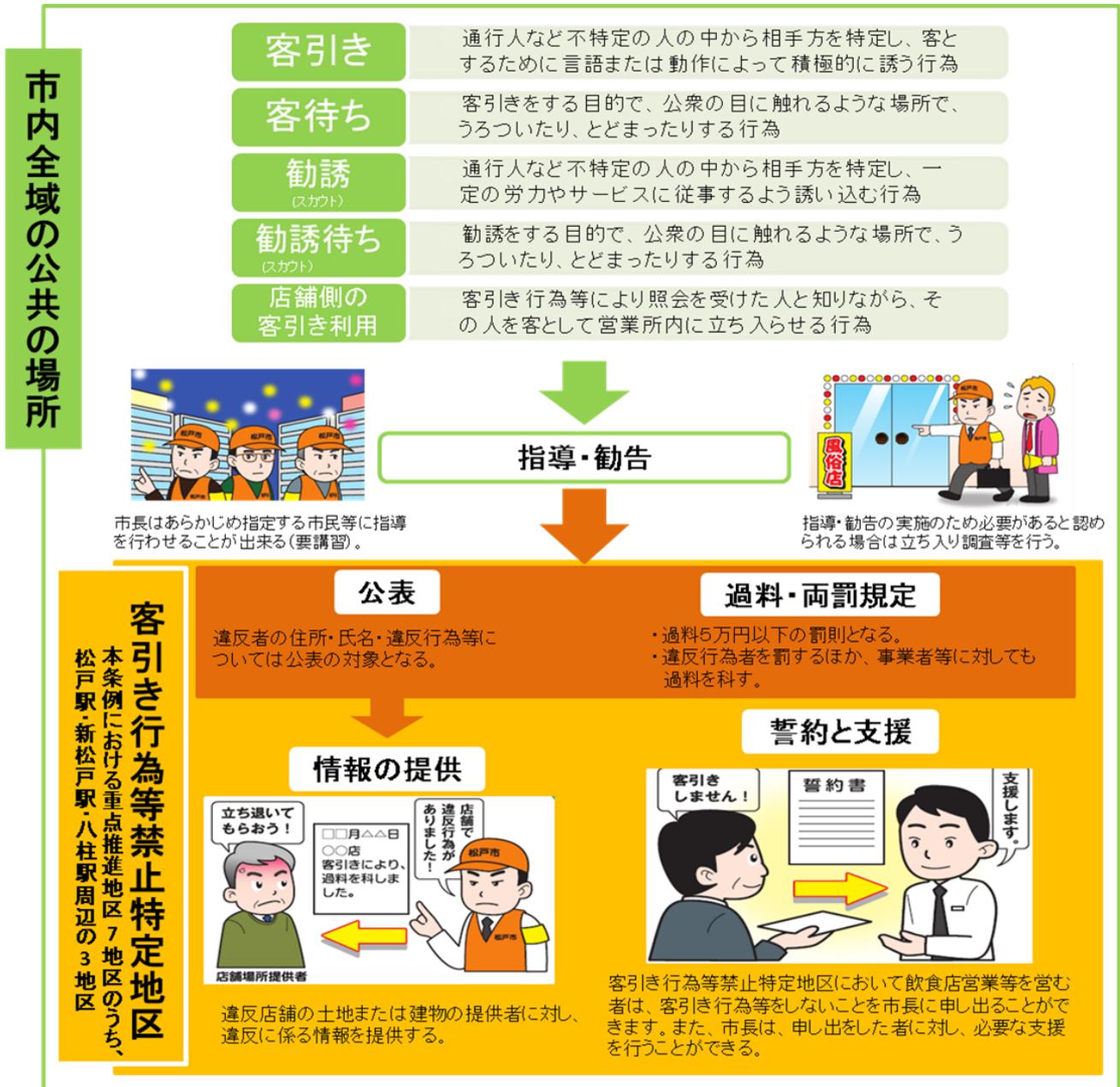
実施内容：チラシ（安快啓発、自転車ルール啓発）、啓発物品等500セットの配布、のぼり掲示、マナー啓発音源（多言語）の再生、ゴミ拾い他



2 客引き行為等対策について

(1) 客引き行為等の規制について

主に駅周辺での客引き行為等に対する規制及び罰則の強化を図るため、平成29年12月26日に松戸市安全で快適なまちづくり条例を改正・施行した。(罰則等に関する事項については、平成30年4月1日から施行)



【規制の対象とならない行為】

- ・ 店舗宣伝のため、不特定多数の人に対しティッシュやチラシを配る行為
- ・ 店舗敷地内（公共の場所でない）における客引き、客待ち、勧誘、勧誘待ち行為
- ・ 客引きをする目的なく、店舗の前にとどまる行為

(2) 客引き指導監視員及び委託警備員によるパトロール実施報告

○ **パトロールの実施**

- ・客引き指導監視員及び委託警備員により、客引き行為等禁止特定地区を巡回。
- ・毎日夕方～夜時間帯（15：15～23：00 ※月、火は22：00まで）にパトロールを実施している。

○ **指導・勧告、過料、公表実績**

	口頭指導	文書指導	勧告	過料	公表
令和3年度	3件	1件	0件	0件	0件
令和4年度	12件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	6件	0件	0件	0件	0件
令和6年度	10件	4件	0件	0件	0件
令和7年度	12件	2件	0件	0件	0件
計	43件	7件	0件	0件	0件

※口頭指導は、客引き行為等を行った従業員本人及び店長等に対して行う。

※令和7年度は12月末時点

● **口頭指導実施対象店舗の地区別内訳**

	松戸	新松戸	八柱	五香
令和3年度	2店	0店	0店	1店
令和4年度	5店	0店	3店	1店
令和5年度	4店	0店	0店	0店
令和6年度	5店	0店	0店	0店
令和7年度	7店	0店	0店	0店

※令和7年度は12月末時点

○ **客引き行為等禁止特定地区の店舗宣伝等の状況**

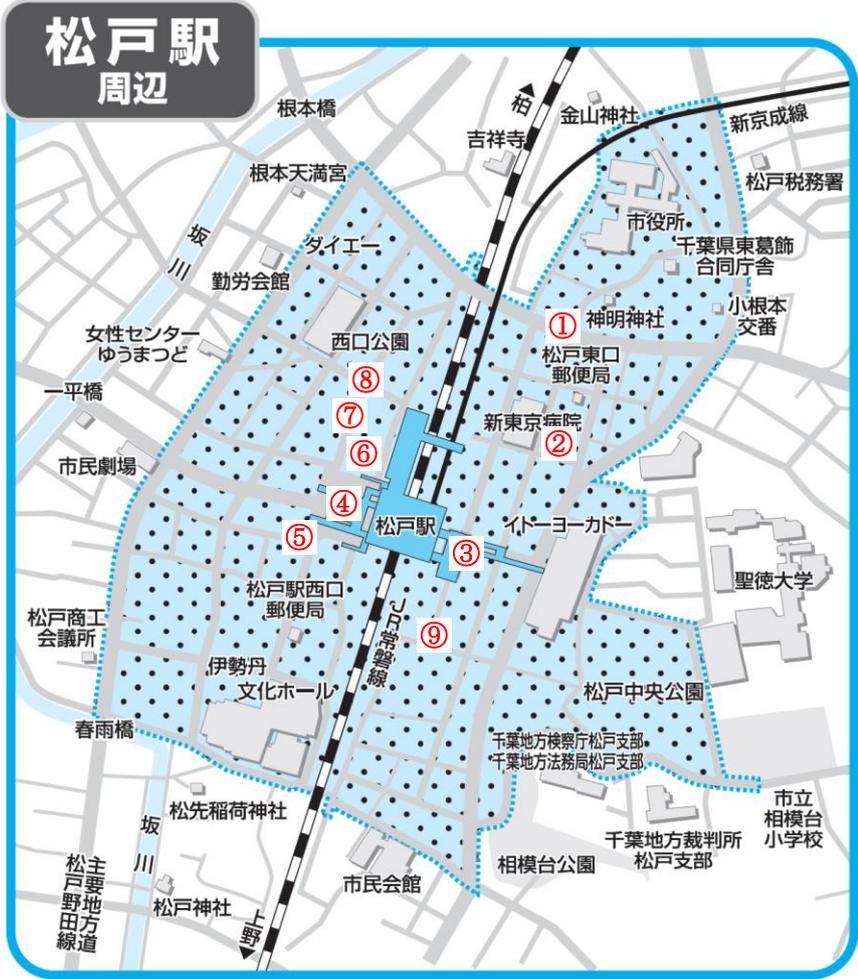
- ・松戸駅 ⇒ 8ページハ
- ・新松戸駅、八柱駅 ⇒ 9ページハ

○ **客引き行為に関する苦情等の状況**

● **苦情件数及び対象地区**

	件数	地区（※複数選択あり）				
		松戸駅西口	松戸駅東口	新松戸駅	八柱駅	その他
令和3年度	20件	16件	8件	1件	1件	0件
令和4年度	12件	8件	3件	0件	1件	0件
令和5年度	29件	19件	2件	3件	4件	1件
令和6年度	8件	8件	0件	0件	0件	0件
令和7年度	14件	10件	2件	0件	0件	2件

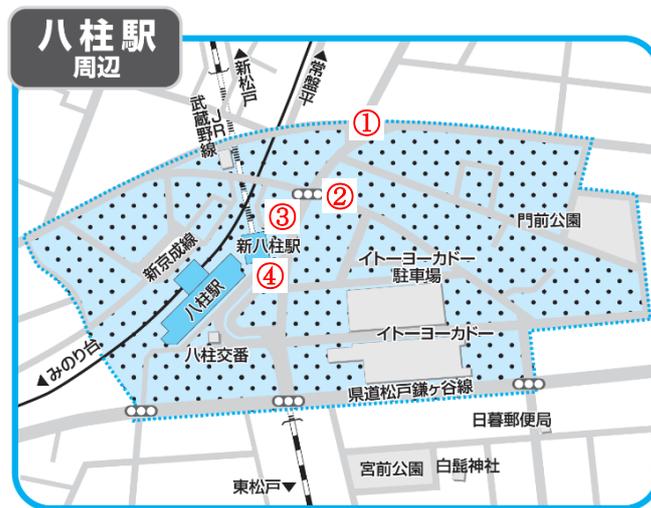
※令和7年度は12月末時点



①市役所前高架下付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。
②新東京クリニック付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。
③松戸駅東口デッキ付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が5人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
④松戸駅西口デッキ付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が5人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
⑤キテミテマツド通り入口付近	・主にキャバクラの従業員5～8人程度が、違反行為とならないようたむろしている。
⑥新角ビル付近	・キャバクラの従業員2～6人程度が、違反行為とならないよう敷地内等でたむろしている。
⑦吉野家付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が5人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
⑧西口公園前串カツ屋付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員5人程度が、違反行為とならないようたむろしていることが多い。
⑨東横イン付近	・ガールズバーの従業員1～2人が、ティッシュ配りをしていることがある。



①千葉銀行付近	・エステの従業員 1~2 人が立っていることがある。
②新松戸森谷ビル付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。
③新松戸駅改札付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が 3 人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
④串かつ田中付近	・キャバクラの従業員 1~3 人が立っていることがある。
⑤みずほ銀行付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が 1~3 人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
⑥旧バロンビル付近	・エステ・ガールズバーの従業員が 1~3 人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。



①さくら通り入口付近	・キャバクラの従業員 1 人が立っていることがある。
②板橋寝具店前付近	・スナック・エステの従業員 2~3 人が立っていることがあるが、指導監視員の姿が見えると立ち去る。
③ローソン前付近	・キャバクラの従業員 2~3 人が、違反行為とならないよう敷地内でたむろしている。
④新八柱駅前付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。

(3) 合同パトロールの実施について

○ 合同パトロールの実施

市及び警察のほか、防犯協会や商店会等の地元関係団体が集まり合同パトロールを実施。客引き行為等を行っていないものの、店舗付近でたむろしている者に対し、客引き行為等はないよう注意喚起を行った。



※松戸駅(写真左)、八柱駅(写真右)での合同パトロールの様子

●令和7年度実施状況(12月末日現在)

	時間	実施回数	参加者(参加人数)
松戸駅周辺	19:00~	2回	松戸駅前交番管内防犯協会、松戸駅前商工振興会、松戸署他(28人、23人)
新松戸駅周辺	20:15~	2回	新松戸駅前環境美化推進協議会、松戸署他(28人、21人)
八柱駅周辺	20:20~	1回	八柱交番管内防犯協会、松戸署他(41人)
五香駅周辺	20:00~	2回	五香交番管内防犯協会、サンロード五香商店会松戸東署他(14人、15人)

(4) 松戸駅周辺の客引き行為等防止対策について

○ 客引き行為等対策専従警備員(委託警備)による対策の強化

令和6年度と比較して、毎週水・木曜日の警備を追加実施した。

【警備日時】水～日曜日、祝日及び祝前日の午後11時まで

通行人の中には警備員に対し、直接声をかけてくださる方も多く、「取り締まりを強化して欲しい」といった要望も挙げられる一方、「以前に比べて客引きが減った」「あなた達がいるおかげで安心して歩けるようになった」などの好意的な意見が増えた。

○ その他の対策

- 各店舗の店長を招集して店舗連絡会を開催。(7/17、12/5)

苦情内容の共有や法改正情報の周知等を実施し、店舗側との認識の擦り合わせを行った。

- 苦情の多い店舗が入っているビルのオーナーへの訪問。

客引きの現状について情報提供を行い、看板等の設置など管理会社側からの注意喚起を依頼した。

3 その他報告事項

(1) 刑法犯認知件数

○ 松戸市における刑法犯認知件数の推移

